

平成20年9月1日

津幡町・市民グループ「風」

様

津幡町議会総務常任委員長 長谷川 恵子



同 文教福祉常任委員長 鈴木 準一



同 産業建設常任委員長 道下 政博



総務・文教福祉・産業建設常任委員会の傍聴について（回答）

平成20年8月20日付けにて提出された各常任委員会の傍聴願いにつきましては、下記の事由により不許可といたします。

記

1 法令等の根拠

常任委員会の傍聴については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第111条の規定に基づき、委員会条例（昭和62年津幡町条例第9号）第17条第1項で「委員長の許可を得たものが傍聴することができる。」との制限公開制であり、条例に委ねられています。

2 不許可事由

委員会傍聴の不許可の事由は、各委員会室とも狭隘であり、委員席及び説明員席のみを有する構造であることから傍聴席を設けることができない。